

久美浜公共ライドシェアの実証運行に向け 運行事業者の募集を開始しました

令和7年7月14日
新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム

市では、タクシー車両の少ない久美浜町及び網野町浜詰・木津・塩江地区において、市民の日常生活や観光客等来訪者の移動手段を確保し、持続可能な地域交通網を再構築することを目的に、「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」の実証運行を行うこととしています。

実証運行の実施主体となる「新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム」（京丹後市、交通事業者、観光・福祉団体、自治会で構成）では、この度、「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」の実証運行業務に係る委託候補者を公募型プロポーザルで募集することとしましたのでお知らせします。

記

1 委託業務の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行委託業務 |
| (2) 業務内容 | 別途定める「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行業務に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで |
| (4) 運行期間 | 令和7年11月1日から令和8年3月31日まで |
| (5) 委託料 | 上限額 3,117,400 円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 仕様書中の「7 業務内容」及び「8 実証事業に係る役割分担」における運行委託先事業者の業務に係る経費として |

2 参加資格

本委託業務に係る企画提案に参加できる者は、道路運送法第78条第2号及び道路運送施行規則第48条に規定する次の者で、京丹後市内に、本社、支社もしくは営業所等を有する又は設置する見込みのある者。（その他、参加資格に関する規定あり。）

NPO 法人、一般社団法人又は一般財団法人、
地方自治法に規定する認可地縁団体、
農業協同組合、消費生活協同組合、
医療法人、社会福祉法人、
商工会、労働者協同組合、
営利を目的としない法人格を有しない社団

3 主なスケジュール

項目	日程
募集要領等の配布	令和7年7月14日（月）から8月1日（金）まで ※市ホームページ又は政策企画課（開庁日）で直接配布
提出書類等の受付期間	令和7年7月28日（月）から8月1日（金）まで
審査	令和7年8月6日（水）

■以下は運行事業者に係る日程

ドライバーの確保	令和7年8月下旬まで
道路運送法に基づく登録申請	令和7年9月下旬
実証運行開始（予定）	令和7年11月1日（土）

4 申込み・問合せ先

〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地
京丹後市役所 市長公室 政策企画課 公共交通係（担当：野木、渡利）
〔新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム事務局〕
電話：0772-69-0120 E-mail：kikaku@city.kyotango.lg.jp

5 添付資料

公募型プロポーザル募集要領及び仕様書

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム
「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」実証運行業務に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、市民の日常生活や観光客等来訪者の移動手段を確保するため、持続可能な地域交通網を再構築することを目的に、「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」実証運行業務委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行委託業務

(2) 業務の内容

「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行業務に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料

上限額 3, 117, 400 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 仕様書中の「7 業務内容」及び「8 実証運行に係る役割分担」における運行委託先事業者の業務に要する費用。

なお、参考見積書の金額が、委託料上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本委託業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たすこと。

(1) 道路運送法第78条第2号及び道路運送法施行規則第48条に規定する次の者のいずれかであること。

NPO 法人

一般社団法人又は一般財団法人

地方自治法に規定する認可地縁団体

農業協同組合

消費生活協同組合

医療法人

社会福祉法人

商工会

労働者協同組合

営利を目的としない法人格を有しない社団（代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当

しない者であるもの)

- (2) 本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行でき、京丹後市内に、本社、支店もしくは営業所等を有する者又は運行開始までに設置する見込みのある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 所得税法又は法人税法、消費税及び地方消費税、市税又は主たる事務所が市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 京丹後市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (7) 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の運行管理責任者選任等を含む新規登録申請ができる見込みがあり、本格運行移行後においても公共ライドシェアの運行主体になる意思を有する者であること。

4 スケジュール

項目	日程
募集要領等の配布	令和7年7月14日（月）から8月1日（金）まで ※市ホームページ又は政策企画課（開庁日）で直接配布
質問の受付	令和7年7月14日（月）から7月23日（水）
質問の回答（公表予定日）	令和7年7月24日（木）予定
提出書類等の受付期間	令和7年7月28日（月）から8月1日（金）まで
審査（書類・プレゼンテーションによる審査）予定日	令和7年8月6日（水）午後1時30分～京丹後市役所 ※参加事業者に別途連絡します。
審査結果通知	令和7年8月上旬
仮契約手続き	令和7年8月中旬 ※本契約手続きは京丹後市地域公共交通活性化協議会において、実証運行の内容等について協議が整った場合に行うものとする。

■以下は運行事業者に係る日程

ドライバー確保	令和7年8月下旬まで
ドライバー認定講習	令和7年9月上旬まで ※申込要
市地域公共交通活性化協議会に出席	令和7年9月下旬
道路運送法に基づく登録申請	令和7年9月下旬
実証運行開始（予定）	令和7年11月1日（土）

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和7年7月14日（月）から令和7年7月23日（水）
- (2) 提出方法

質問書（様式5）に記入のうえ、受付期間内に電子メールで提出すること。

(3) 質問への回答

受け付けた質問書による質問内容及び回答は、市ホームページで公表する。

公表予定日 令和7年7月24日（木）

6 提出書類等について

(1) 提出方法

提出書類は持参により提出すること

(2) 提出書類

- ① 様式1 参加申込書及び誓約書
- ② 様式2 業務実施体制書
- ③ 様式3 実証運行の取組体制及び安全運行等の考え方
- ④ 様式4 参考見積書（様式）
- ⑤ 定款もしくは規約

(3) 提出部数

正本1部、副本4部

(4) 受付期間

令和7年7月28日（月）から8月1日（金）まで

（開庁時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(5) 提出先

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム 事務局

京丹後市 市長公室 政策企画課 公共交通係

7 実証運行業務委託候補者の選定等

(1) 選定方法

別途設置する「(仮称) 交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行業務公募型プロポーザル審査委員会」により審査を実施する。

(2) 書類・プレゼンテーションによる審査

提案についてのプレゼンテーションを実施し、「8 評価基準」で示す基準に基づき評価の上、選定する。

- ① 実施日 令和7年8月上旬
- ② 会場等 京丹後市役所（予定）
- ③ 出席者 3名以内
- ④ その他 プレゼンテーションのあと、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。
なお、パソコン等を用いる場合、プロジェクター、スクリーン及び電源は準備するが、それ以外（パソコン、レーザーポインター等）は持参。

(3) その他

審査委員会は非公開とし、審査内容については、後日市ホームページで公開する。

8 評価基準

- (1) 評価にあたっては、「評価基準表」（別紙）により行うこととし、基準を点数化し、総合得点により評価を決定する。
- (2) 評価点が最も高い者から順に委託候補者及び次点者を決定する。評価点が同点の場合は、評価項目「運行に関する評価」に関する評価点によって決定する。
なお、評価点の合計が60点（100点満点）未満の場合は、委託候補者及び次点者となることはできない。

9 契約手続き

- (1) 委託候補者に選定された事業者と契約に向けた交渉を行うが、合意に至らなかった場合や事業者が辞退した場合、また、下記10の参加事業者の失格に該当することが判明した場合は、次点の事業者と同様の手続きを行うものとする。以下、同様とする。
- (2) その後に開催する京丹後市地域公共交通活性化協議会において、実証運行の内容等について協議が整った場合に本契約手続きを行うものとする。
- (3) 実証運行期間中に、運行に特段の問題がないと新京丹後 MaaS 共創プラットフォームが判断した場合、実証運行を行った業者と本運行に向けての協議を行うものとする。

10 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) その他、この要項に記載のない事項については、必要に応じて協議のうえ新京丹後 MaaS 共創プラットフォームが定める。

12 担当部局（問い合わせ先）

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム 事務局
京丹後市 市長公室 政策企画課 公共交通係
電話 0772-69-0120 FAX 0772-69-0901
Email kikaku@city.kyotango.lg.jp

評価基準表

評価項目		評価の観点	配点
運行主体に対する評価	安定したサービスを提供する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的に事業を行うことができる事業者であるか ・安定した運行ができる規模であるか 	10点
	運行主体としての安心・安全に配慮したサービスを提供する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理体制は十分か ・整備管理体制は十分か ・事故処理体制は十分か ・苦情処理体制は十分か 	20点
	事業者としての優位性とアピール	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するにあたり優位な点を有しているか ・サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか 	20点
運行に関する評価	当該地域で運行するにあたっての安全・安心なサービスを提供する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・車両検査（故障）時の対応含めドライバーの確保は十分か ・安定した運行が可能な運行体制が計画されているか ・ドライバーの教育体制は十分か ・即時配車可能なドライバーの配置体制がとれるか 	20点
	運行あたっての考え方や独自提案等について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進につながる具体的な取組が示されているか ・高齢者、障害者等の乗降時の対応など安全・安心な運行の考え方が示されているか。 ・運行に関し民間交通事業者との連携等の考え方が示されているか。 	30点
合計			100点

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム
「交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア」実証運行業務に係る
仕様書

1 目的

タクシー車両の少ない京丹後市久美浜町及び網野町浜詰・木津地域において、主に交通弱者となっている住民の方や市内等を周遊する観光客等の交通手段として公共ライドシェアの実証運行を行う。

将来にわたり運行主体として活動意向のある団体を公募し、運行業務を委託し実証運行を行う。交通事業者、自治会、京丹後市観光公社、京丹後市社会福祉協議会等と連携・協働し、令和8年度以降の本格運行に向けた実証運行を行う。

2 委託業務名

交通空白地ゼロに向けた公共ライドシェア実証運行委託業務

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 実証運行期間

令和7年11月1日（土）から令和8年3月31日（火）を予定

5 運行主体

自家用有償旅客運送に係る国土交通大臣の行う登録を受けた者

6 運送の区域

京丹後市久美浜町及び網野町木津・浜詰・塩江地区を発地とし、京丹後市内及び豊岡市を着地とする。

7 業務内容

(1) 運行方式

区域運行による自宅や駅、病院スーパーなどの目的地間の輸送

(2) 運行内容

① 運行車両

ドライバーの持ち込み車両。

定員4人以上10人以下で後部座席を容易に利用できること。 ※軽自動車可

② 運行業務時間帯における稼働台数

2台

※ドライバー（車両持込）は5人～10人程度確保すること。

※ドライバーとしての要件は別途委託候補者と協議のうえ定める。

- ③ 運行日
実証運行の期間中は原則毎日（平日96日、土・日・祝日46日、年末年始12月27日から1月4日を除く142日）運行するものとする。
- ④ 運行業務時間帯
午前8時～午後6時までとする。
- ⑤ 配車方法
電話による即時又は事前予約による配車
- ⑥ 利用料金
タクシー料金の5割程度とする。
※利用料金は実証運行事業者の収入とする。
- ⑦ 運賃の精算
現金のみとする。
- (3) 利用者アンケートの実施
別途作成するアンケートについて、乗車時にアンケートへの協力依頼を行い、降車時回収すること。
- (4) 運行記録の報告
利用者数、利用時間帯、乗降地点の具体的な把握、走行距離、受領した金額等の運行記録に関する日報及び月報を作成し、原則1月ごとに提出すること。
- (5) 苦情処理
利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理日報（任意様式）を作成し、原則1週間以内に提出すること。
- (6) 事故報告
事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、直ちに報告するとともに事故報告書（任意様式）を提出すること。
- (7) その他留意事項
「7 業務内容」及び「8 実証運行に係る役割分担」については、委託候補者決定後、候補者との協議結果により変更となる場合もある。

8 実証運行に係る役割分担

団体名	業務
新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体としてのプロジェクトの全体総括、関係者（地区、交通事業者等）との調整 ② 実証運行委託事業者の公募・選定 ③ 調査分析業務の実施 ④ 実証結果を踏まえ将来的な運行のあり方を検討
実証運行委託事業者（公募により選定）	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の新規登録手続き ② 5人～10人程度のドライバー（車両持込）の確保 ③ 登録車両に係る公共ライドシェア用自動車保険の加入・対人、対物補償無制限

	<ul style="list-style-type: none"> ・人身傷害補償 3, 0 0 0 万円 ・車両補償 3 0 0 万円 ・ロードサービス費用特約（代車補償は対象外） <p>④ 交通空白地有償運送大臣認定講習の開催手配及びドライバー（2種運転免許未保有者）の受講</p> <p>⑤ 道路運送法に基づく運行管理の責任者選任及び業務実施</p> <p>⑥ 道路運送法に基づく整備管理の責任者選任及び業務実施</p> <p>⑦ 電話による配車（予約）依頼の受付及び対応</p> <p>⑧ 道路運送法に基づく事故対応の責任者選任及び業務実施</p> <p>⑨ 苦情処理に係る責任者の選任及び対応</p> <p>⑩ 実証運行に係るプロモーション（実証運行チラシの作成を含む。）</p> <p>⑪ 運送に必要となる物品の管理（物品は貸与予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両用マグネットステッカー ・ドライブレコーダー ・アルコールチェッカー <p>⑫ 実証結果等を踏まえた次年度以降の運行内容検討、新京丹後 MaaS 共創プラットフォームへの提案</p>
--	--

9 その他

この仕様書に定めるもののほか、本実証運行業務に関して必要な事項は、新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム事務局及び実証運行委託事業者の双方による協議により別途定めるものとする。

10 お問い合わせ先

新京丹後 MaaS 共創プラットフォーム 事務局

京丹後市 市長公室 政策企画課 公共交通係 （担当：野木、渡利）

〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889

電話0772-69-0120 FAX0772-69-0901

Email kikaku@city.kyotango.lg.jp